

---

---

令和7年度

# 監査結果の概要

令和8年6月

いわき市監査委員

---

---

---

## あらまし

---

本市においては、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度、過去の監査結果等を勘案し、**リスク・アプローチによる監査**を実施しています。

令和7年度は**定期監査**、**行政監査**、決算審査、健全化判断比率審査、例月現金出納検査のほか、**住民監査請求に基づく監査**を実施しました。

- **定期監査**については、総務部、産業振興部、都市建設部、支所、公平委員会事務局、消防本部、医療センターを対象に調査（3,308件）を行ったところ、**概ね適正**であると認められましたが、**31件の指摘事項**が確認されました。指摘が多かった調査項目は**収入事務（11件）**、**契約事務（11件）**となっています。
- **行政監査**については、定期監査と併せて実施したもののほか、「**法令等に支出の定めがない各種団体等への負担金について**」をテーマに、予備調査の結果（238件）から10件の負担金を選定し、調査を行ったところ、**29件の指摘事項**が確認されました。
- **住民監査請求に基づく監査**については、「**常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託**」に関する請求について、**棄却（一部却下）**としましたが、監査を行う中で注意を要する点が見受けられたことから、意見を付しました。

それぞれの概要は、このあとの記載のとおりです。

---

---

# 目次

- 01 - 監査制度の概要
- 02 - リスク・アプローチによる監査
- 03 - 監査等の種類と対象
- 04 - 定期監査における調査件数及び指摘件数
- 05 - 行政監査
- 06 - 住民監査請求に基づく監査
- 07 - 令和7年度監査等実施日程


監査は、適正な事務処理の確保等を図る観点から行われ、法令などのルールに則っているか、正確で、経済的・効率的・効果的に執行されているかを検証し、その結果を公表しています。

### 監査委員

主に市の財務に関する事務の執行や経営に係る事務の管理について監査するため、地方自治法第195条の規定により設置される機関です。

【委員】 4名


・ 識見 2名    ・ 議選 2名

詳細はこちら 



### 監査基準

監査、検査及び審査等が適切かつ有効に実施されるために監査等の目的、計画の策定、実施、報告・意見の提出等について、監査委員のよるべき基本事項を定めています。

詳細はこちら 



### 監査計画

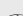
監査基準に基づき、各種監査、検査等について、効果的、効率的に実施することができるように、毎年度定めています。

詳細はこちら 



### 監査結果

議長や市長等に対して報告するとともに、市のホームページで公表しています。市長等が監査の結果に基づき講じた措置の内容についても結果と併せて公表しています。

詳細はこちら 



## リスク・アプローチによる監査

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市において**リスクが高いと評価される事務を選定**して監査を行いました。

選定した事務は、次のとおりです。

事務	主なリスク等
<b>随意契約</b> に関する事務	・ 不適切な内容、価格で契約 ・ 契約の内容が適切に履行されない
<b>補助金</b> に関する事務	・ 不適切な内容、額の補助 ・ 補助事業が適切に履行されない
<b>現金（郵便切手等を含む）の保管</b> に関する事務	・ 書類の偽造 ・ 横領 ・ 現金の紛失
<b>収納</b> に関する事務	・ 過大または過少の入力または徴収 ・ システムによる計算の誤り
他自治体において、 <b>リスクが顕在化した事例等</b>	（事情聴取等により識別・評価する）
<b>前回指摘した事項</b>	
その他、リスクが高いと評価される事項	

## 03

## 監査等の種類と対象

令和7年度に実施した監査等の種類とその対象は、次のとおりです。

監査等の種類（根拠法令）	令和7年度監査等対象
監査等の範囲	
<p><b>(1) 定期監査（法第199条第1項、第4項）</b></p> <p>財務に関する事務（収入・支出・契約・財産管理等）及び市の経営に係る事務管理に関する事務</p>	<p>総務部、産業振興部、都市建設部、支所、公平委員会事務局、消防本部、医療センター</p>
<p><b>(2) 行政監査（法第199条第2項）</b></p> <p>財務事務以外の一般行政事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーマを選定して実施 ※P10参照</li> <li>・ 定期監査に併せて特定事項として実施 ※P9参照</li> </ul>
<p><b>(3) 決算審査（法第233条第2項、第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項）</b></p> <p>一般会計・特別会計に係る決算、基金の運用状況及び公営企業会計に係る決算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計、特別会計及び基金決算</li> <li>・ 公営企業会計決算</li> </ul>
<p><b>(4) 健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）</b></p> <p>「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称）及び公営企業に関する「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計、特別会計決算</li> <li>・ 公営企業会計決算</li> </ul>

## 03

## 監査等の種類と対象

監査等の種類（根拠法令） 監査等の範囲	令和7年度監査対象等対象
<b>(5) 例月現金出納検査（法235条の2第1項）</b> 会計管理者、公営企業の各事業管理者（下水道事業等については市長）が管理する現金等の毎月の出納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則毎月25日に前月分の現金預金の出納事務を検査</li> <li>・一般会計、特別会計等については、財政状況や資金の運営の状況を、企業会計については、経営状況を確認し、決算審査につながる検査と位置付けて実施</li> </ul>
<b>(6) 住民監査請求に基づく監査（法242条第5項）</b> 市長、委員会、委員又は職員による違法・不当な財務会計上の行為又は財務に関する怠る事実 ① 公金の支出 ② 財産の取得・管理・処分 ③ 契約の締結・履行 ④ 債務その他の義務の負担 ⑤ 公金の賦課・徴収を怠る事実又は財産の管理を怠る事実 ※ ①～④の行為は相当の確実性をもって予測される場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年4月21日付けで請求のあった「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託」に係る委託料の支出について</li> </ul>

## 04

## 定期監査における調査件数及び指摘件数

令和7年度定期監査の調査結果は、次のとおりです。

No	調査項目	調査件数及び 指摘件数	監査対象部局							合計
			総務部	産業振興部	都市建設部	支所	公平委員会事務局	消防本部	医療センター	
1	収入事務	調査件数	504	137	134	1,724	0	114	16	2,629
		指摘件数	2	2	2	3	0	0	2	11
2	支出事務	調査件数	20	32	54	95	5	53	81	340
		指摘件数	0	0	1	2	0	3	0	6
3	契約事務	調査件数	15	18	23	29	0	9	55	149
		指摘件数	2	2	0	2	0	3	2	11
4	財産管理事務	調査件数	6	7	13	83	1	55	2	167
		指摘件数	0	0	0	2	0	1	0	3
5	特定事項	調査件数	2	2	3	1	0	4	11	23
		指摘件数	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		調査件数	547	196	227	1,932	6	235	165	3,308
		指摘件数	4	4	3	9	0	7	4	31

※指摘件数：違法、不当なものとして認められたもの、経済性・効率性・有効性の観点から改善措置が必要と判断されたものの件数です。

## 04

## 定期監査における調査件数及び指摘件数

№5 特定事項の主な調査項目は、次のとおりです。

各部共通	事務処理における内部統制の状況
総務部	郵便切手等の管理に関する事務について
産業振興部	競輪事業について
都市建設部	いわき市土地開発公社の今後のあり方について 生活バス路線維持対策補助事業に関する事務について
消防本部	福島県消防協会いわき支部補助金に関する事務 消防団の運営について 消防用ホースの維持管理に向けた取組みについて
医療センター	超過勤務の実施状況と縮減に向けた取組み等について（6課等共通） 医療センターにおける働き方改革への対応について 医療センター看護専門学校における授業料及び入学金について                      ほか2件



## 監査のテーマ 『法令等に支出の定めがない各種団体等への負担金について』

### 監査の目的

本市が任意で加入している各種団体等に対する負担金について、その実態を調査し、今後の適正な事務の執行に資することを目的とする。

### 監査の対象及び調査方法

#### 〔予備調査〕

令和6年度に支出されたもののうち、任意で加入している団体に対して、**毎年度継続的に支払われている負担金及び会費**（法令等の定めにより支出が義務付けられている負担金、福祉給付に係る負担金等を除く）を対象に予備調査を実施

【負担金の件数】 **238件**

#### 〔個別調査〕

予備調査の結果を踏まえて選定した**10件**について、関係書類等に基づき調査するとともに、関係職員への質問等により個別調査を実施

#### 【主な選定条件】

- ・市が負担金支出団体の事務局であるもの
- ・支出根拠が「団体が任意に決定」または「不明」のもの 等

## 監査の結果

確認された事務処理にあたっての指摘事項は、次のとおりです。

指摘事項	件数
負担金を支出する構成団体や負担金額の算定方法が会則等や関連文書においても明確にされていない	10件
繰越金の状況に応じて、負担金額の検討がなされていない	1件
事業の実施に検討を要するものがある	2件
団体の会計や契約等に関する規程等が整備されていない	8件
立替払いを行っている	1件
団体と市の事務が明確に区別されていない	3件
歳出科目が曖昧である	4件
合計	29件

## 06

## 住民監査請求に基づく監査

## 令和7年度実績：1件

請求のあった日	令和7年4月21日	請求人	市民1名
請求の内容等	<p>「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託」において、受託者Aは特記仕様書に示された業務内容に則っていない報告書を提出したにも関わらず、市長は委託料を支出した。</p> <p>このことは、市民の資産に大きな損害を与え、行政の信頼を大きく損なっているため、次の措置を講ずることを求める。</p> <p>① 刑事告発      ② 事業の撤回と費用の回収  ③ 今後の事業是正と不正防止のために任意団体Bとの協定の解除  ④ 受託者Aおよび任意団体Bを、常磐地区市街地再生整備事業に関連する事業の委託先として参入させない</p> <p>※ ①、②の事業の撤回、③及び④は法第242条第1項に規定する財務会計上の行為等に当たらないため、対象としない。  ※ ②の費用の回収のうち、契約の締結・履行に係る財務会計上の行為については、法242条第2項に規定する住民監査請求の1年の期間制限を受けることから、却下した。</p>		
監査の結果	<p><b>【請求に対する判断】 棄却（令和7年6月20日公表）</b>  <b>【棄却した事項】</b></p> <p>業務委託に係る特記仕様書の記載が十分ではないことが認められるものの、受託者Aは市の指示を受け業務を履行したものであり、提出された報告書は契約書の特記仕様書に則っていると判断されることから、委託料を支払った市長の行為は、違法又は不当な財務会計上の行為に当たるとは認められない。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>業務委託において仕様書に記載のない事項等については、双方の協議などで実施されるものであり、必ずしも業務内容の全てが仕様書に記載されるべきとまでは言えないが、仕様書の作成に当たっては、業務内容をより分かりやすく、明確に記載するよう努める必要がある。</p>		

## 令和7年度監査等実施日程

監査等の種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当
定期監査	総務部													1係
	産業振興部													1係
	都市建設部													2係
	支所													2係
	公平委員会事務局													1係
	消防本部													1係
	医療センター													2係
行政監査														2係
例月現金出納検査	一般・特別会計・基金													1係
	企業会計													2係
決算審査	一般・特別会計、基金													1係
	企業会計													2係
健全化判断比率等審査														2係
住民監査請求に基づく監査														1・2係
監査事例説明会														1・2係